

## 第2期福島県いわき地域基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### (1) 促進区域

設定する区域は、令和5年10月1日現在における福島県いわき市の行政区域とする。概ねの面積は、12万3千ヘクタール程度（いわき市面積）である。

ただし、農業振興地域整備計画における農用地区域、保安林及び下表で○を掲げた地域は除くこととする。

なお、下表で×を掲げた区域は、上記の促進区域中に存在しない。

自然環境保全法に規定する自然環境保全地域	×
自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区	×
自然公園法に規定する国立・国定公園区域	×
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	○
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	×
シギ・チドリ類渡来湿地	×
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域	×
保安林及び国有林	○

※地図は別紙1

#### (2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

##### 【地理的条件】

福島県いわき市は、東北地方の太平洋側の最南端に位置し、東は全長約60kmの長い海岸線から、西は福島県の中央部に接する阿武隈高地までの、全国有数の広大な市域を有しており、東北地方にありながら積雪が少なく、1年を通して穏やかな気候に恵まれている。

いわき市誕生の契機となったのが、昭和37年の新産業都市建設促進法の施行であり、常磐地方の市町村が合併して新産都市を建設することを約した結果、昭和39年に同法の指定を受け、昭和41年10月1日に5市4町5村が合併し、いわき市が誕生した。

したがって当地域は、旧5市がお互いに連携を保ちながら大きな都市形態を構成し、外部を9つの旧町村部が波状的に伸びて形成されている。

##### 【産業構造】



交通網も整備され、J R常磐線、常磐自動車道等により、首都圏まで約2時間で結ばれている。

(促進区域の人口分布の状況)

市町村名	人口 (令和2年国勢調査)	現住人口 (令和5年11月1日現住調査)
いわき市	332,931	321,182
計	332,931	321,182

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

福島県いわき市は、常磐自動車道・磐越自動車道並びに重要港湾小名浜港によって国内外との効率的な物流ネットワーク網が形成されている。今後も、こうした恵まれた立地環境を生かし、行政や関係機関が一体となって、理工系の学校を始めとした地域の優秀な人材の活用が見込まれる「輸送用機械関連産業」「電子情報技術関連産業」、物流拠点となる小名浜港を活用した「化学・医療関連産業」、今後の成長が見込まれる分野である「再生可能エネルギー関連産業」、そして本地域の豊富な資源を活用した「食品等地域資源活用型関連産業」の集積を活用した地域経済牽引事業の促進を図る。

さらに、県が策定した「福島県商工業基本計画」（令和3年12月改定）においては、再生可能エネルギー関連産業に加え、水素・環境・リサイクル関連産業分野を新たに位置づけ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速し、環境と経済の好循環を創り出していく。

### (2) 経済的効果の目標

- 1件あたりの4,383万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を15件程度創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍（平成27年福島県産業連関表（全産業平均）1.2845倍）の波及効果を与え、促進区域で約8.5億円の付加価値を創出することを旨とする。
- 8.5億円の付加価値は促進区域の製造業の付加価値3,238億円（出典：2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）福島県版集計）の約0.3%である。
- また、KPIとして、地域経済牽引事業新規承認件数を設定する。

#### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	610百万円	1,460百万円	139%

#### (算定根拠)

- 現状値は、旧計画の実績から推測し、以下のとおり算出した。  
経済センサス1件あたり平均付加価値額×牽引事業計画の現時点での申請件数  
4,383万円×14件=6.1億円
- 計画終了後数値は、目標付加価値額より以下の通り算出した。  
目標付加価値額=1件あたりの付加価値創出額×波及効果×地域経済牽引事業新規承認数  
4,383万円×1.3倍×15件=8.5億円  
現状値+目標付加価値創出額=計画終了後数値  
610百万円+850百万円=1,460百万円

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業新規承認件数	14件	29件	107%

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が4,383万円（福島県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（令和3年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%増加すること。
- ②促進区域内に所在する事業者の売上げが開始年度比で2%増加すること。
- ③促進区域内に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%増加すること。

### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

【いわき市内の15工業団地】

①小名浜臨海工業団地 ②いわき好間中核工業団地 ③常磐鹿島工業団地 ④山田インダストリアル・パーク ⑤小名浜中央工業団地 ⑥岩ヶ岡工業団地 ⑦野田工業団地 ⑧小名浜中小企業団地 ⑨勿来工業団地 ⑩落合工業団地 ⑪滝尻工業団地 ⑫いわき中部工業団地 ⑬いわきアカイテクノパーク ⑭銭田工業団地 ⑮いわき四倉中核工業団地

重点促進区域内には、市街化調整区域が含まれているが、農用地区域は含まない。

※詳細は別表1、地図は別紙2参照

(2) 区域設定の理由

本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化

学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。

なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域  
(別表2参照)

設定する区域は、令和5年10月1日における地番により表示したものである。

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

### (1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①【地域の特性】いわき市の再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル関連産業の技術  
【活用戦略】成長ものづくり
- ②【地域の特性】いわき市の化学・医療関連産業の産業集積  
【活用戦略】成長ものづくり
- ③【地域の特性】いわき市の化学・医療関連産業の産業集積  
【活用戦略】医療関連産業
- ④【地域の特性】いわき市のふくしまロボット産業推進協議会の知見  
【活用戦略】デジタル
- ⑤【地域の特性】いわき市の輸送用機械関連産業の産業集積  
【活用戦略】成長ものづくり
- ⑥【地域の特性】いわき市の電子情報技術関連産業の産業集積  
【活用戦略】成長ものづくり
- ⑦【地域の特性】いわき市の食品等関連産業の産業集積  
【活用戦略】成長ものづくり

### (2) 選定の理由

- ①【地域の特性】いわき市の再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル関連産業の技術  
【活用戦略】成長ものづくり
  - ・本地域には、風力発電拠点形成事業、高効率石炭火力（IGCC）プロジェクト事業等の福島イノベーション・コースト構想における10のエネルギー関連プロジェクトのうち、3事業が実施（内閣府・経済産業省・福島県平成29年2月報告）されており、今後、これらのプロジェクト成果を地域に裨益させていく取組が期待されている。また、市内には、リチウムイオン二次電池負極活物質を製造する株式会社クレハや産業用蓄電池を製造する古河電池株式会社、自動車等の二次電池用の試験装置を製造する東洋システム株式会社等が立地しており、今後の連携も期待できる。
  - ・再生可能エネルギー分野における関連企業の連携を図るため、県においては「福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会」を、市において「いわき市産業イノベーションネットワーク」が設立されている。
  - ・風力発電に関しては、福島県沖で浮体式洋上風力発電の実証研究事業が実施されるとともに、県内に陸上風力発電の大量導入計画も進められる中、全国的に洋上風力の導入が加速しているなど、今後成長が見込まれる分野であるため、関連産業の技術蓄積が見込まれており、これらも活用し地域経済牽引事業の促進を図る。
  - ・水素分野に関しては、副生水素を製造する企業が国立研究開発法人福島再生可能エネルギー研究所と連携して、水素の製造に関する技術開発を進めているとともに、港湾地域の脱炭素化に向け「小名浜港港湾脱炭素化推進計画」の策定が進められているほか、民間主導による次世代を担う子供たちを対象とした水素関連技術を体感できるイ

ベントや次世代エネルギーや企業等の先進事例に関する講演会等が開催されるなど、地域経済の発展と産業の復興に貢献することが期待される。

- ・環境・リサイクル分野に関しては、生分解性プラスチックの開発や炭素繊維のリサイクル技術の開発に取り組む企業が立地するなど、先端的な技術を核に産業の集積が期待される。
- ・なお、当該分野は令和3年4月に認定を受けた「ふくしま産業復興投資促進特区」の対象業種になっている。
- ・さらに、市内には、医療創生大学、東日本国際大学、福島工業高等専門学校のほか、いわきコンピュータ・カレッジ、県立平工業高等学校、県立勿来工業高等学校があり、優秀な人材の確保が見込める。

## ②【地域の特性】いわき市の化学・医療関連産業の産業集積

### 【活用戦略】成長ものづくり

- ・本地域の化学工業は域内の製造品出荷額の約22%を占め第1位（出典：地域経済分析システム）となっている。市内には、株式会社クレハ、堺化学工業株式会社など大手の化学関連企業が複数立地している。
- ・化学は35の事業所（出典：2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）福島県版集計。以下同じ）が立地している。また、本地域の化学工業に係る製造品出荷額等は東北地域の化学工業の製造品出荷額の約20%を占めている。
- ・医療関連企業では、第一三共ケミカルファーマ株式会社や、あすか製薬株式会社などの大手製薬会社も立地しており、化学関連産業、医療関連産業に関連する業種のクラスター的な活動により、地域経済牽引事業の促進を図る。
- ・なお、原料となる石油製品等の仕入れにあたっては、物流の拠点となる重要港湾小名浜港を利用できる。
- ・化学・医療関連産業も、令和3年4月に認定を受けた「ふくしま産業復興投資促進特区」の対象業種になっている。
- ・さらに、市内には、医療創生大学、東日本国際大学、福島工業高等専門学校のほか、いわきコンピュータ・カレッジ、県立平工業高等学校、県立勿来工業高等学校があり、労働力の確保の点からも、優秀な人材の確保が見込める。

## ③【地域の特性】いわき市の化学・医療関連産業の産業集積

### 【活用戦略】医療関連産業

- ・本地域の化学工業は域内の製造品出荷額の約22%を占め第1位（出典：地域経済分析システム）となっている。市内には、株式会社クレハ、堺化学工業株式会社など大手の化学関連企業が複数立地している。

なお、県全体では、化学工業の製造品出荷額に占める割合は約13%、付加価値総額に占める割合は約14%となっていて、地域に占める化学工業の割合は、いわき地域が最も高く、化学工業の製造品出荷額に占める割合は約35%、付加価値総額に占める割合は約37%となっている。（出典：「2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）福島県版集計」）

- 化学は 35 の事業所が立地している。また、本地域の化学工業に係る製造品出荷額は東北地域の化学工業の製造品出荷額の約 20%を占めている。
- いわき市の細分類別の製造品出荷額では、細分類が 546 項目あるうち、医薬品製剤製造業が第 4 位、医薬品原薬製造業が第 13 位と医療関連産業が上位に位置している。
- 医療関連企業では、第一三共ケミカルファーマ株式会社や、あすか製薬株式会社などの大手製薬会社も立地しており、化学関連産業、医療関連産業に関連する業種のクラスター的な活動により、地域経済牽引事業の促進を図る。
- いわき市には、福島県医療福祉機器産業協議会に参画する企業や、地域復興実用化開発等促進事業費補助金の採択を受け、医療関連分野の研究開発に取り組む企業がいるなど、今後より一層医療関連産業の集積が見込まれる。・医療機器開発は、医療従事者等のニーズを基にした研究開発が重要であり、専門的な知見が必要とされる。医療創生大学には、薬学部や看護学部があり、学会活動などを通して医療ニーズの集約が見込める。また、福島県が実施している高度人材育成プログラムに対する福島工業高等専門学校の参加は、医療関連産業の成長に大きな役割を担っている。
- 県では、長期にわたる取引が期待され、かつ、付加価値の高い取引が可能な有望産業として医療機器関連産業を福島県総合計画における重点業種の一つに位置付けている。
- 以上により、地域の産業集積を活用した医療機器等生産に係る設備投資や開発活動などの地域経済牽引事業の創出を図るものとする。

#### ④【地域の特性】ふくしまロボット産業推進協議会の知見

##### 【活用戦略】デジタル

- いわき地域では、3社が福島県の災害対応ロボット研究開発事業の採択を受け、山林火災対応ロボット等の開発等が進められたほか、3社がロボット関連産業基盤強化事業費補助金の採択を受け、測域・光センサを使った自動走行ロボットの開発、配管検査用人口筋ロボットの開発などが進んでいる。また、3社が地域実用化開発等促進事業費補助金の採択を受け、台車アシスト駆動ユニットの開発、ドローン制御ソフトウェアの開発などが進んでいる。
- これらの企業等も属する「ふくしまロボット産業推進協議会」では4分野の検討会（ドローン活用検討会、医療・生活支援ロボット検討会、ロボット部材開発検討会、ロボット・ソフトウェア検討会）を設け、知見の蓄積、相互交流、普及啓発等の取組を推進しており、いわき市の 31 社が参画している。
- また、ロボット技術に関する研究・教育機関として、福島工業高等専門学校が存在しており、隣接する相双地域に整備された福島ロボットテストフィールド（南相馬市）もあり、当該協議会の取組について、人材供給や技術支援の観点から支援を受けることが可能である。
- 県としても、このような取組の後押しをすべく、企業や大学等が取り組むロボット開

発や要素技術開発への支援を実施するほか、県の試験研究機関によるロボット開発に加え、県の事業である災害対応等ロボットの導入支援や販路拡大、普及啓発、人材育成の取組等を進める。

- ・このように「ふくしまロボット産業推進協議会」に集約される知見を活用し、デジタル活用を推進する。

#### ⑤【地域の特性】いわき市の輸送用機械関連産業の産業集積

##### 【活用戦略】成長ものづくり

- ・本地域の輸送用機械器具製造業は域内の製造品出荷額の約6%を占め第4位（出典：地域経済分析システム）となっている。市内には、日産自動車株式会社の主力エンジン工場が立地しており、輸送用機械においては、製造品出荷額が県内の21%を占め、1位（出典：「2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）福島県版集計」）となっている。
- ・他方、地域内での関連は低く、同社の部品の多くは県外からの調達となっていたが、平成25年に実施されたいわきものづくりビジネスフェアにおいて、日産自動車により域内取引の活発化をテーマにした講演会が開かれるなど、メーカーにおいては部品の現地調達率を増加させる動きも進んできている。
- ・平成19年4月には、「福島県輸送用機械関連産業協議会（約330団体が参加）」が設立され、展示会や工場視察会、講演会の開催などを通じて、輸送用機械関連産業の振興を図る取組を行っている。
- ・輸送用機械関連産業は、令和3年4月に認定を受けた「ふくしま産業復興投資促進特区」の対象業種になっており、特区の対象となれば、法人税や不動産取得税、固定資産税などの税制優遇措置が受けられる。
- ・さらに、市内には、医療創生大学、東日本国際大学、福島工業高等専門学校のほか、いわきコンピュータ・カレッジ、県立平工業高等学校、県立勿来工業高等学校があり、優秀な人材の確保が見込める。
- ・このため、今後、地元企業の技術力向上とともに、更なる関連企業の立地を促進して、輸送用機械関連産業クラスターの形成を目指し、地域における経済波及効果を最大限当地域に及ぼすことで、付加価値や雇用面の更なる効果が期待できる。
- ・輸送用機械関連産業クラスターを目指す上でも自動車シート生地製造の繊維工業、なめし革・同製品・毛皮製造業、内装部品製造のプラスチック製品製造業等、関連する成長ものづくり産業の集積により、地域経済牽引事業の促進を図る。
- ・また、本地域には切削工具の大手の株式会社タンガロイや「はやぶさ2」プロジェクトに人工衛星用電池により参画した古河電池株式会社が立地しているほか、航空機座席のメタルフレームを製造するミムラ工業株式会社が立地している。
- ・以上の通り、は航空宇宙産業において成長が見込まれるため、成長ものづくり産業における地域活性化が期待される。
- ・県では、航空宇宙関連産業を再生可能エネルギー、医療、ロボット関連産業と併せて重点業種に位置づけており、航空宇宙フェスタの開催、認証取得や参入支援のための

専門家（コンサルタント）派遣、認証取得経費の一部補助等を行っている。

⑥【地域の特性】いわき市の電子情報技術関連産業の産業集積

【活用戦略】成長ものづくり

- ・ 本地域の情報通信機械器具製造業の域内の製造品出荷額は約 19%を占め第 2 位（出典：地域経済分析システム）となっている。市内にはパソコン周辺機器や、カーナビゲーションシステム等を製造するアルプスアルパイン株式会社などの大手企業をはじめ自動車産業にも関連した多くの事業所が立地しているため、電子部品、電気機械、情報通信機械器具等の幅広い産業の集積がある。
- ・ また、市内の小名浜製錬株式会社、東邦亜鉛株式会社、マテリアルエコリファイン株式会社などの大手非鉄関連企業においては、上記の電子情報技術関連産業の集積を活用して、半導体の「原料」となる、金やインジウム等の希少金属資源（レアメタル）の回収等を行う、リサイクル事業を展開している。このように、非鉄関連企業が電子情報技術関連産業の集積を活用し、そこから排出される不良部品等を「資源」として地域内でリサイクルする「循環型産業クラスター」の実現が期待される。
- ・ 平成 19 年 3 月には、「福島県半導体関連産業協議会」が設立され半導体関連産業の振興を図る取組を行っている。
- ・ 電子情報技術関連産業は、令和 3 年 4 月に認定を受けた「ふくしま産業復興投資促進特区」の対象業種になっている。
- ・ 市内には、医療創生大学、東日本国際大学、福島工業高等専門学校のほか、いわきコンピュータ・カレッジ、県立平工業高等学校、県立勿来工業高等学校があり、優秀な人材の確保が見込める。
- ・ 今後は、これらの本市の電子情報技術関連産業の産業集積を活用して、電子部品や電気機械、情報通信機械器具等の成長ものづくり分野を支援していく。
- ・ また前述したアルプスアルパイン株式会社といった大手企業やその子会社や関連会社が複数立地しているほか、医療創生大学、東日本国際大学、福島工業高等専門学校があるほか、いわきコンピュータ・カレッジ、県立平工業高等学校、県立勿来工業高等学校があり、優秀な人材の供給が可能である。これらの状況を活用することにより、IoTなどと連携した成長ものづくり産業の振興も期待されている。

⑦【地域の特性】いわき市の食品等関連産業の産業集積

【活用戦略】成長ものづくり

- ・ 本地域は重要港湾小名浜港をはじめとする 9 つの港湾・漁港を有し、古くから漁業とそれに関連した食品加工業が盛んであり、板かまぼこ等の水産練り製品などの食品産業の集積があり、93 の事業所が立地し、市内製造業の事業所数の約 15%を占め第 1 位となっている。
- ・ 酒類製造業に関しては、福島県は全国でも有数の清酒醸造県であり、酒類製造業の振興を図るため、福島県立試験研究機関である福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センターが、県内全域において清酒醸造用の新酵母開発を行うなど公的支援も行っている。いわき市には複数の酒蔵があり、3 社が福島県酒造協同組合の組合員（県内 64

- 社) になっており、全国新酒観評会で金賞を受賞した銘柄もある。
- ・食品等地域資源活用型関連産業は、令和3年4月に認定を受けた「ふくしま産業復興投資促進特区」の対象業種になっている。
  - ・なお、県立磐城農業高等学校、県立小名浜海星高等学校では、食品加工に関する学科があり、労働力の確保の点からも、優秀な人材の提供が可能。
  - ・今後は、これらの本地域の食品等地域資源活用型関連産業の産業集積を活用して、板かまぼこや酒類製造業等の成長ものづくり分野を支援していく。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かして、前述の7つの分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者のニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、既存の優遇制度を積極的に活用し、事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

- ①不動産取得税、固定資産税の減免措置の継続、創設に関する検討[実施者：福島県、いわき市]  
活発な設備投資が実施されるよう、県は平成29年12月に条例を制定し、不動産取得税の減税制度を創設した。
- ②企業立地に係る優遇措置[実施者：福島県、いわき市]  
いわき地域に進出する企業又は既存企業の設備投資を支援するため、補助金や奨励金の交付、税制上の優遇措置を行う。
- ③地方創生関係施策
  - ・いわき市の輸送用機械関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野において、デジタル田園都市国家構想交付金等適切な施策を検討し、成長ものづくり分野の航空宇宙産業において、地域経済牽引事業者への設備投資支援などによる事業環境の整備や新規参入企業の育成等を実施予定。
  - ・ふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用したデジタル分野において、デジタル田園都市国家構想交付金等適切な施策を検討し、ICT関連産業の集積を図り、人材の定着を図るため、サテライトオフィス等の整備や入居企業への支援等を実施する予定。また、県内ICT企業等が開発した製品が県内ものづくり企業等で利活用が図られるよう、AI・IoT製品の導入支援を実施するとともに、企業においてこれらの製品を活用できる人材を育成する予定。
  - ・ふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用したデジタル分野において、デジタル田園都市国家構想交付金等適切な施策を検討し、福島ロボットテストフィールドの機能の充実を図るとともに、ロボット関連産業の集積を図り、企業や大学等が取り組むロボット開発や要素技術開発、県の試験研究機関によるロボット開発、災害対応等ロ

- ボットの導入支援や販路拡大、普及啓発、人材育成の取組み等を実施する予定。
- ・いわき市の化学・医療関連産業の産業集積を活用した医療関連産業分野において、デジタル田園都市国家構想交付金等適切な施策を検討し、ふくしま医療機器開発支援センターを最大限に活用し、県内企業の設備や機能の充実を図るとともに、県内企業等が有する技術・製品を広く県内外に発信し、販路拡大、人材育成等を実施する予定。
  - ・デジタル田園都市国家構想交付金等適切な施策を検討し、カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギー・エージェンシーふくしまを始め、産学官金と連携を図りながら、再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル分野において、ネットワークの構築から、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的に支援するとともに、中小企業が行う脱炭素化に向けた取組やRE100工場など産業部門の脱炭素化モデル創出などを実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①企業誘致に係る情報提供[実施者：福島県、いわき市]

市ホームページ等を通して、いわき地域の立地環境等の情報提供を行う。

②地域情報化の推進[実施者：いわき市]

「いわき市ICT活用社会推進計画」に基づき、高度な情報通信技術の活用による産学官の連携や地域内企業間のネットワークの強化等を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①企業誘致に係るワンストップサービス体制の構築[実施者：福島県、いわき市]

企業からの相談や申請に対して、福島県企業立地課、いわき市産業みらい課が窓口となって、ワンストップサービス体制で対応し、企業が何を求めているかを考え、誠実且つ迅速に対応をする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①事業者の成長促進等[実施予定者：福島県、いわき市]

中小企業が中堅企業へと成長した後も支援策を講じるなど事業者の成長段階に応じた支援に取り組むとともに、金融機関や大学等と連携し、地域経済を牽引することが見込まれるスタートアップへの支援を行う。

②重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援[実施予定者：福島県、いわき市]

高い付加価値を創出する産業への重点支援に取り組む。

③地域ブランドの育成・強化[実施予定者：福島県、いわき市]

地域の資源をブランド化することにより商品等の付加価値を高めるため、関係団体、事業者等と連携し、地域を挙げた継続的な情報発信や地域全体を巻き込んだ活性化の取組を行う。

④産学官連携の推進による企業活動の支援[実施者：福島県、いわき市、福島県ハイテクプラザ、大学等]

企業が有する技術的課題の解決や大学等との共同研究による新事業の創出などによる技術革新、地域が求める人材の育成等を図るため、産学官の連携による取組を推進する。

- ⑤技術支援機能の拡充[実施者：福島県、いわき市]  
 特定業種の競争力強化を支援するため、福島県ハイテクプラザについて、企業ニーズを十分汲み取りながら機能を拡充・強化するとともに、福島国際研究教育機構（F-R E I）との連携推進について、企業ニーズを十分汲み取りながら拡充強化していく。
- ⑥人材確保に向けた支援[実施予定者：福島県、いわき市]  
 地域経済を牽引する事業者が必要とする人材を確保し、定着させるため、産業人材確保（多様な価値観への対応、地元理解促進、未活用人材掘り起こし、外部人材活用）、産業人材育成（即戦力人材育成、将来人材育成）に取り組む。
- ⑦工業用地の確保[実施予定者：福島県、いわき市]  
 集積業種の迅速・円滑な立地に向けて、必要に応じ工業用地の確保を進める。
- ⑧港湾機能の整備[実施者：福島県]  
 重要港湾小名浜港に求められる多様で高度な機能の充実を図るため、小名浜港港湾計画に基づき環境へも十分配慮しながら、港湾整備を計画的かつ総合的に促進する。また、港湾と高速交通網とのアクセス向上を進め、時代に対応した機能性の高い物流システムの構築を進めていく。
- ⑨幹線道路網等の整備[実施者：福島県、いわき市]  
 利便性の高い生活の確保と市内産業活動の活性化を図るため、高速交通へのアクセス性の向上を図るとともに、市内各地域間を連携する道路網の整備を促進する。
- ⑩賃上げ促進支援[実施予定者：福島県、いわき市]  
 賃上げに向けて活用できる国の助成制度等の情報提供など、事業者の取組みを支援する。
- ⑪グリーントランスフォーメーションの促進支援[実施予定者：福島県、いわき市]  
 事業者のグリーントランスフォーメーションの促進に資する人材育成、革新的な製品・技術開発並びに新事業展開を支援する。
- ⑫デジタルトランスフォーメーションの促進支援[実施予定者：福島県、いわき市]  
 支援機関等と連携した事業者のデジタル化やデジタルトランスフォーメーションを促進する支援体制の構築、これに資する人材育成及び事業者によるデジタル技術を活用した新事業創出を支援する。
- ⑬事業承継支援事業者[実施予定者：福島県、いわき市]  
 事業者による計画的な事業承継に係る取組を促進するとともに、支援機関のネットワーク構築を含めた事業承継・引継ぎの支援体制を整備する。
- ⑭企業の交流促進[実施者：福島県]  
 企業に対し福島県の工業立地条件や県土づくりの将来像等を説明するとともに、県内の工業団地のプレゼンテーションを行う「福島県企業立地セミナー」を開催する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	R 6年度 (初年度)	R 7年度	R 8年度～R10年度（終期）
<b>【制度の整備に関する事項】</b>			
①不動産取得税、固定	運用	運用	運用

資産税の減免措置の継続、創設に関する検討			
②企業立地に係る優遇措置	運用	運用	運用
③地方創生関係施策	検討・運用	検討・運用	検討・運用
<b>【情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）】</b>			
①企業誘致に係る情報提供	運用	運用	運用
②地域情報化の推進	運用	運用	運用
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>			
①企業誘致に係るワンストップサービス体制の構築	運用	運用	運用
<b>【その他の事業環境整備に関する事項】</b>			
①事業者の成長促進等	検討・運用	検討・運用	検討・運用
②重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化支援	検討・運用	検討・運用	検討・運用
③地域ブランドの育成・強化	検討・運用	検討・運用	検討・運用
④産学官連携推進による企業活動の支援	検討・運用	検討・運用	検討・運用
⑤技術支援機能の拡充	運用	運用	運用
⑥人材確保に向けた支援	運用	運用	運用
⑦工業用地の確保	検討・運用	検討・運用	検討・運用
⑧港湾機能の整備	検討・運用	検討・運用	検討・運用
⑨幹線道路網等の整備	検討・運用	検討・運用	検討・運用
⑩賃上げ促進の支援	検討・運用	検討・運用	検討・運用
⑪グリーントランスフォーメーションの促進支援	検討・運用	検討・運用	検討・運用

⑫デジタルトランス フォーメーション の促進支援	検討・運用	検討・運用	検討・運用
⑬事業承継支援事業 者	検討・運用	検討・運用	検討・運用
⑭企業の交流促進	検討・運用	検討・運用	検討・運用

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、いわき商工会議所や、市が設置した公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会など支援機関と十分に連携し、支援の効果を最大限発揮できるよう努める。また、同協会が、連携支援計画の作成を予定している。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ①いわき商工会議所

##### ・経営支援活動

地域で頑張る中小企業の経営改善を図るため、小規模事業者経営改善資金による融資や公的機関の各種金融・企業支援の斡旋、年末調整・確定申告、記帳指導、事業拡大、販路開拓、商品開発、企業PRなど、経営に関する各種支援を行う。

##### ・要望活動

会員事業所から寄せられた声を取りまとめ、地域経済界からの要望として、政府や行政機関等に対して政策提言や要望活動を行う。

##### ・各種講演会やセミナー開催

会員からのニーズに基づきながら、全国各地で活躍する著名人や有識者を講師に招いた、経営に役立つ講演会やセミナーを開催する。

##### ・各種検定試験の開催

日本商工会議所の簿記、販売士検定試験をはじめ、社会のニーズに沿った環境社会（e c o）検定や福祉住環境コーディネータ検定などの試験を開催する。

##### ・会員向け共済制度の運営

保険会社と連携し、独自の会員共済制度を運営する。

##### ・まちづくりや地域活動貢献

元気な商店街づくりや住みよいまちづくり、地域資源を生かした魅力発信、地域発展に欠かせない賑わい創出イベントなどの企画運営、支援を行う。

##### ・ものづくり・いわきブランド支援

行政や専門機関などと連携しながら、全国に誇れるいわきの商工業製品の受発注促進、新製品開発やブランド力強化などの支援を行う。

#### ②公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会

##### ・企業の技術者育成・経営革新支援

事業者の経営革新を支援する為、登録アドバイザーを派遣する。また、Webの戦略

的活用、ISOの取得、人材育成・教育、マーケティング等のセミナーを開催する。

・創業者の起業化支援

いわき産業創造館内にインキュベートルームを設置し、創業に関する専門家であるインキュベーションマネージャーが創業予定者の起業から事業が軌道に乗るまでの様々な相談に応じる。また、起業する際に必要な知識やビジネスプランの作成方法などを学ぶ基本セミナーを開催する。

・産業財産権の取得支援

特許をはじめとする知的財産権の取得支援及び戦略的な活用を図るため、弁理士による特許相談窓口を設置するほか、出願書類の作成、明細書の書き方を学ぶセミナーを開催する。

・アドバイザー派遣事業の実施

地域内に存在する技術資源に限らず、企業が地域外から優れた研究者、技術者、コンサルタント等を招聘して技術開発力や生産性の向上等企業競争力の強化に資する事業を実施するため、登録アドバイザーの派遣を行う。

③福島県ハイテクプラザ及び同福島技術支援センター

・地域企業の産業競争力の回復、地域経済の再生のため、ハイテクプラザや大学の研究機関等が長年にわたって蓄積してきた技術・知識を地域産業と有機的に結びつけ、国際競争力を持った技術・製品が生まれる環境整備を推進する。(共同研究、技術相談、設備機器開放、依頼試験等ハイテクプラザ機能の強化) [実施者：福島県]

④地域経済牽引事業促進協議会

・地域経済牽引事業の円滑な支援に向けて、協議会を開催するなど関係支援機関（「地域経済牽引支援機関」）の理解醸成に努める。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

いわき地域は、数多くの美しい自然に恵まれているものの、地球規模では、温暖化、オゾン層の破壊、生物多様性の減少などの環境問題が深刻化し、また、廃棄物排出量の増大、水質の悪化、ダイオキシン類による健康被害への懸念など身近なところにおいても、豊かな自然環境を脅かしかねない問題が起きている。このため、「大気汚染防止対策、排水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策及び悪臭対策、地球温暖化防止対策など各種環境法令とともに、「福島県環境基本計画」及び「いわき市環境基本計画」に基づき、自治体や住民と協力しながら、立地企業も含めた事業者に対して事業活動による環境への負荷の低減に向けた適切な指導・助言を行うなどの取組を推進し、環境の保全に十分配慮するものとする。

また、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等の影響がないよう十分に配慮を行うものとする。

～事業者期待される役割～

①事業活動の実施に当たっての多様な生態系や自然環境の保全への配慮

- ②事業活動に伴う環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用、汚染物質の排出削減及び廃棄物の減量化・適正処理
- ③生産・流通・消費の各段階を通して環境負荷を低減するため、製品のライフサイクルを考慮した開発及び再生資源などの環境負荷の少ない原材料の利用
- ④事業活動による環境への影響を未然に防止するための施設整備

## (2) 安全な住民生活の保全

### ①犯罪及び事故の防止に配慮した施設の整備と管理

犯罪及び事故の防止を図るため、住民の理解を得ながら、見通しを確保した施設の配置、歩道と車道の分離、防犯カメラや防犯灯等の設置などに努める。

### ②地域における防犯活動への協力

事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。

### ③犯罪捜査への協力等

事業者等は、事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を行うとともに、企業立地を通じた産業の集積に伴い新たに必要となる警察活動に要する経費を措置する。

### ④暴力団等の排除

暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの様々な要求には応じない。

### ⑤従業員に対する防犯指導

事業者は従業員に対して各種法令の遵守について十分な指導を行う。また、外国人従業員に対しては日本の法制度について指導教養を徹底する。

### ⑥不法就労の防止

事業者は外国人を雇用しようとする際には、必ず旅券等により当該外国人の就労資格の有無を確認する。

## (3) その他

### ①PDCA体制整備等

毎年、基本計画及び承認事業計画の進捗状況の把握や効果の検証に努める。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「福島県いわき地域基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及

び法 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

# 福島県いわき地域 地域未来投資促進法基本計画 促進区域・重点促進区域（いわき市）

別紙



福島県

13

6

12

4

9

重点促進区域



2

15

3

10

14

7

8

5

11

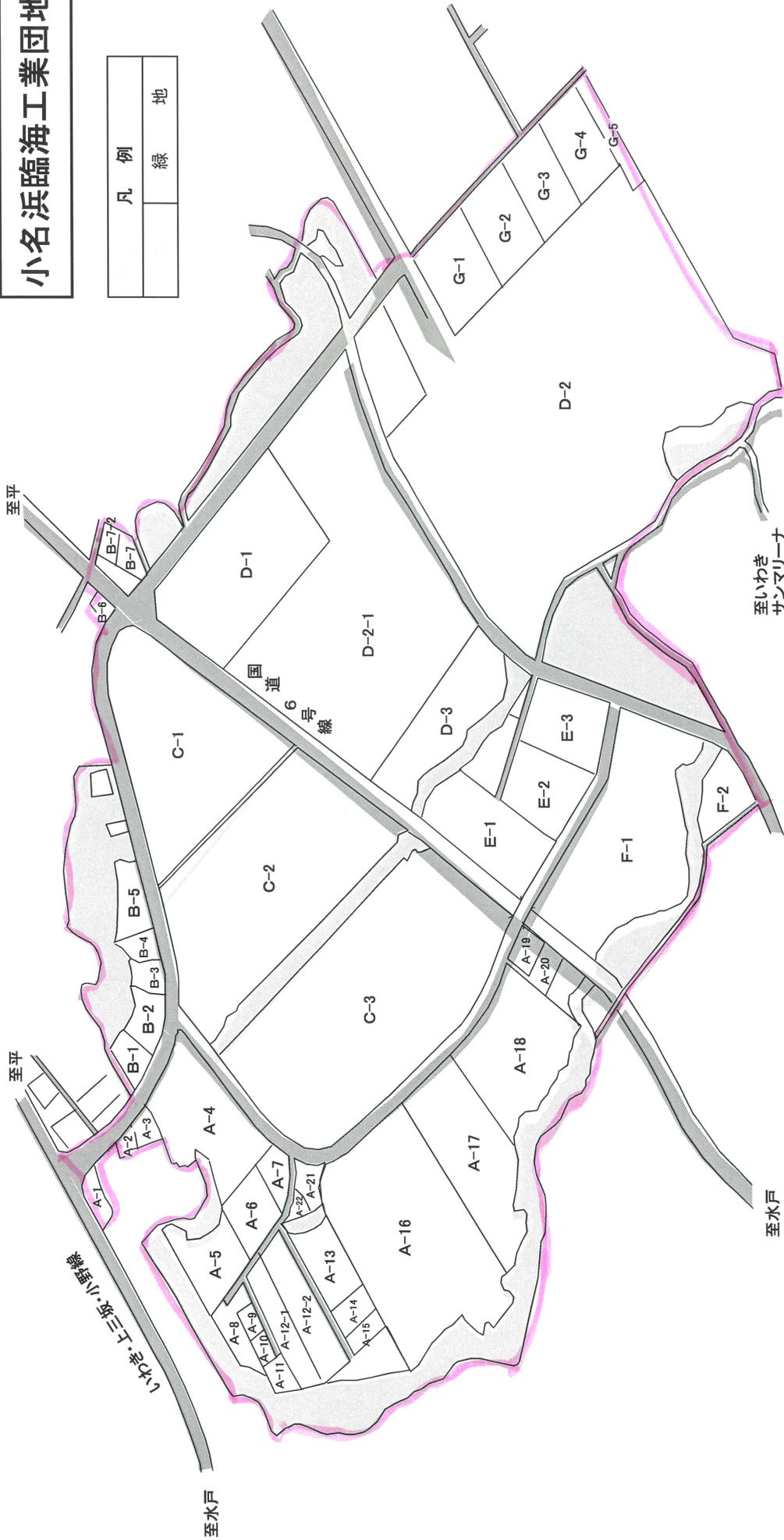
1

いわき市（緯度37.0475、経度140.89138）

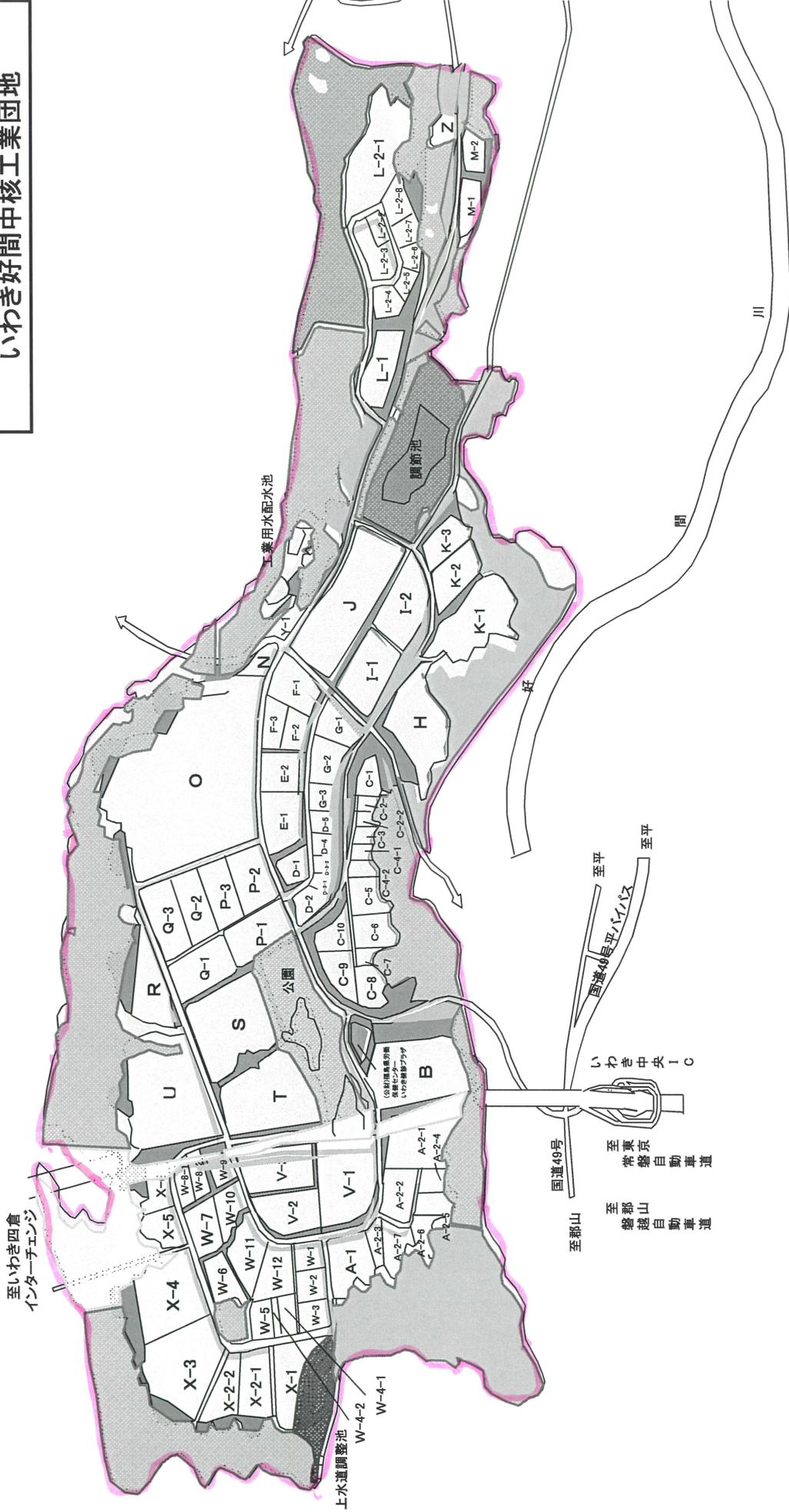
No.	団地名
1	小名浜臨海工業団地
2	いわき好間中核工業団地
3	常磐鹿島工業団地
4	山田インダストリアルパーク
5	小名浜中央工業団地
6	岩ヶ岡工業団地
7	野田工業団地
8	小名浜中小企業団地
9	勿来工業団地
10	落合工業団地
11	滝尻工業団地
12	いわき中部工業団地
13	いわきアカイテクノパーク
14	銭田工業団地
15	いわき四倉中核工業団地

小名浜臨海工業団地

凡例	
	緑地



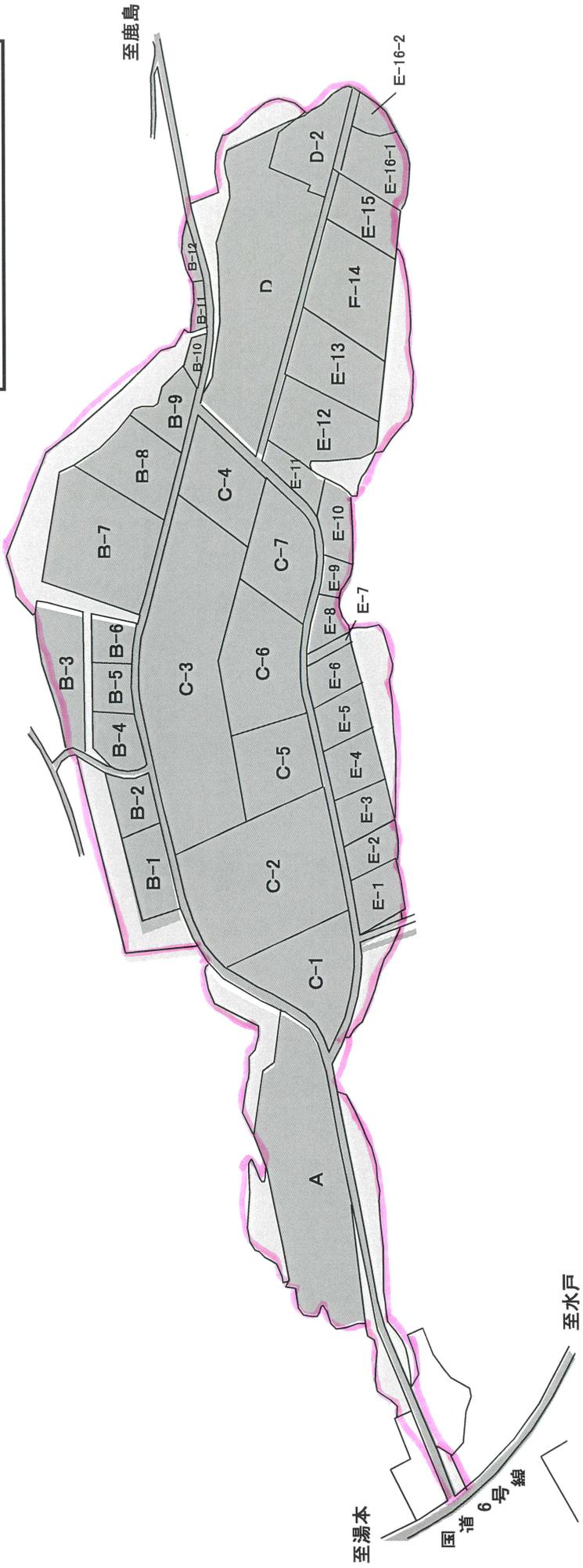
いわき好間中核工業団地



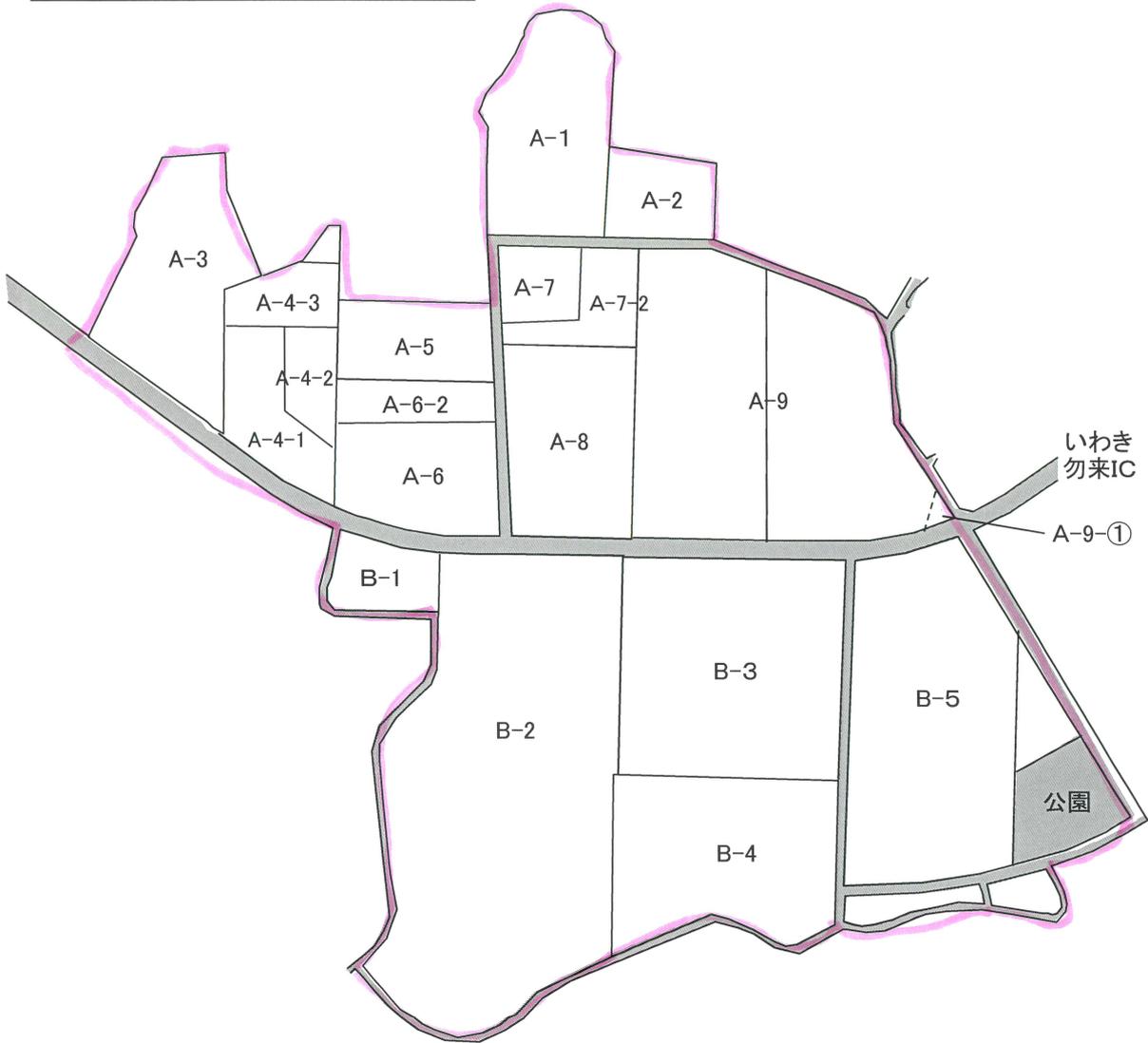
至いわき四倉  
インターチェンジ

至郡山  
至東京  
常磐自動車道  
至平  
いわき中央IC  
西進49号平バイパス

常磐鹿島工業団地



山田インダストリアルパーク



小名浜中央工業団地



岩ヶ岡工業団地



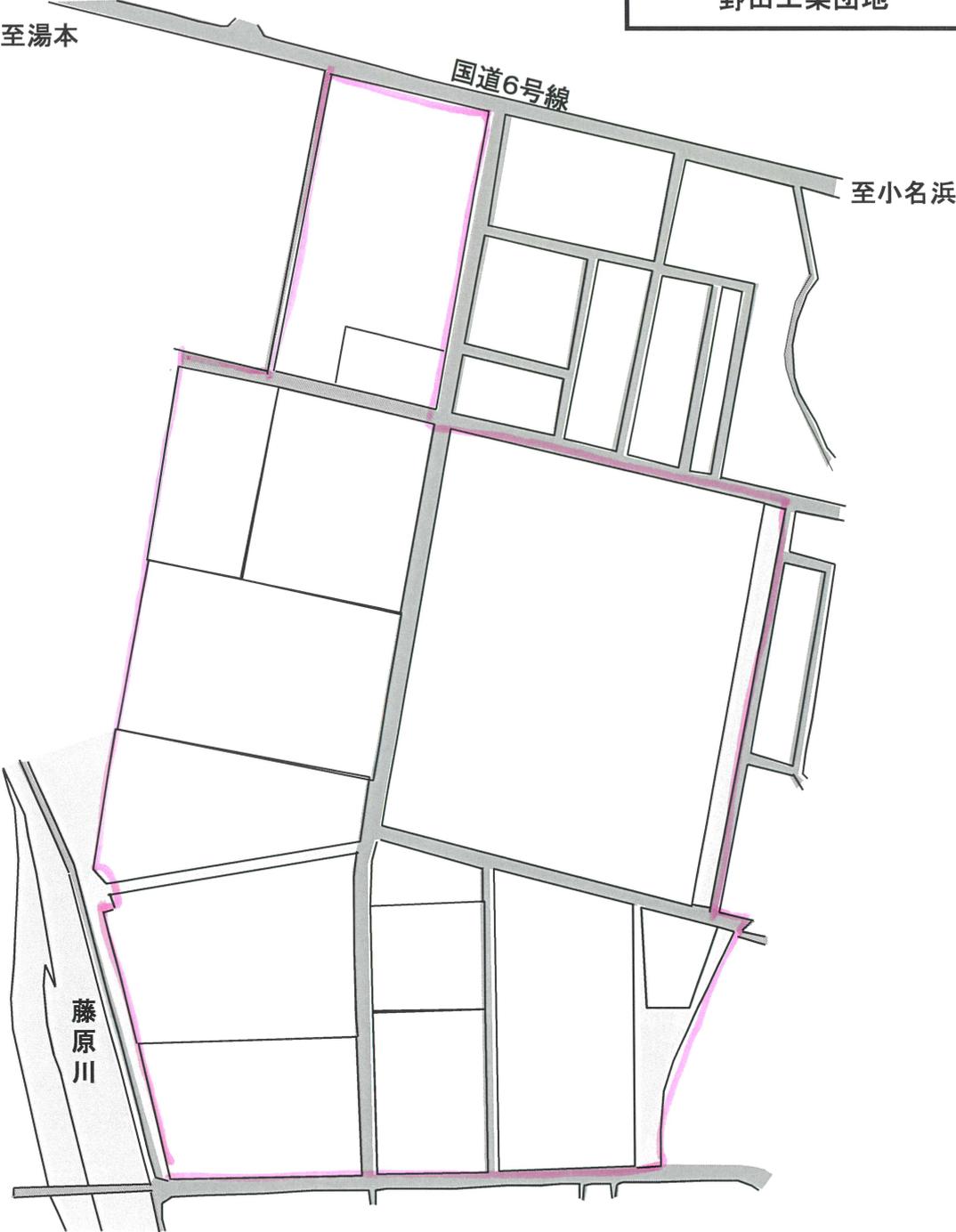
野田工業団地

至湯本

国道6号線

至小名浜

藤原川

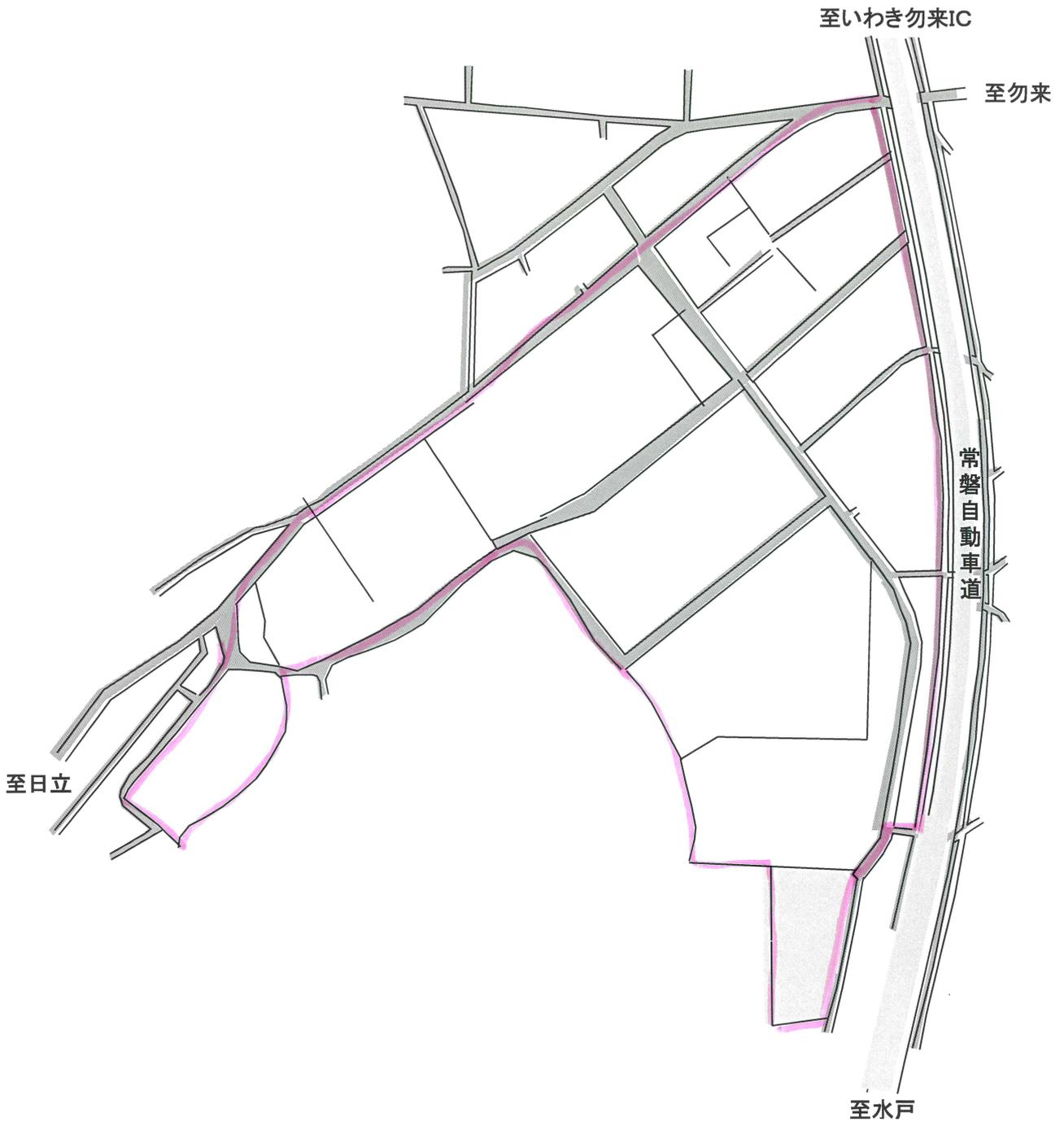


小名浜中小企業団地



至平

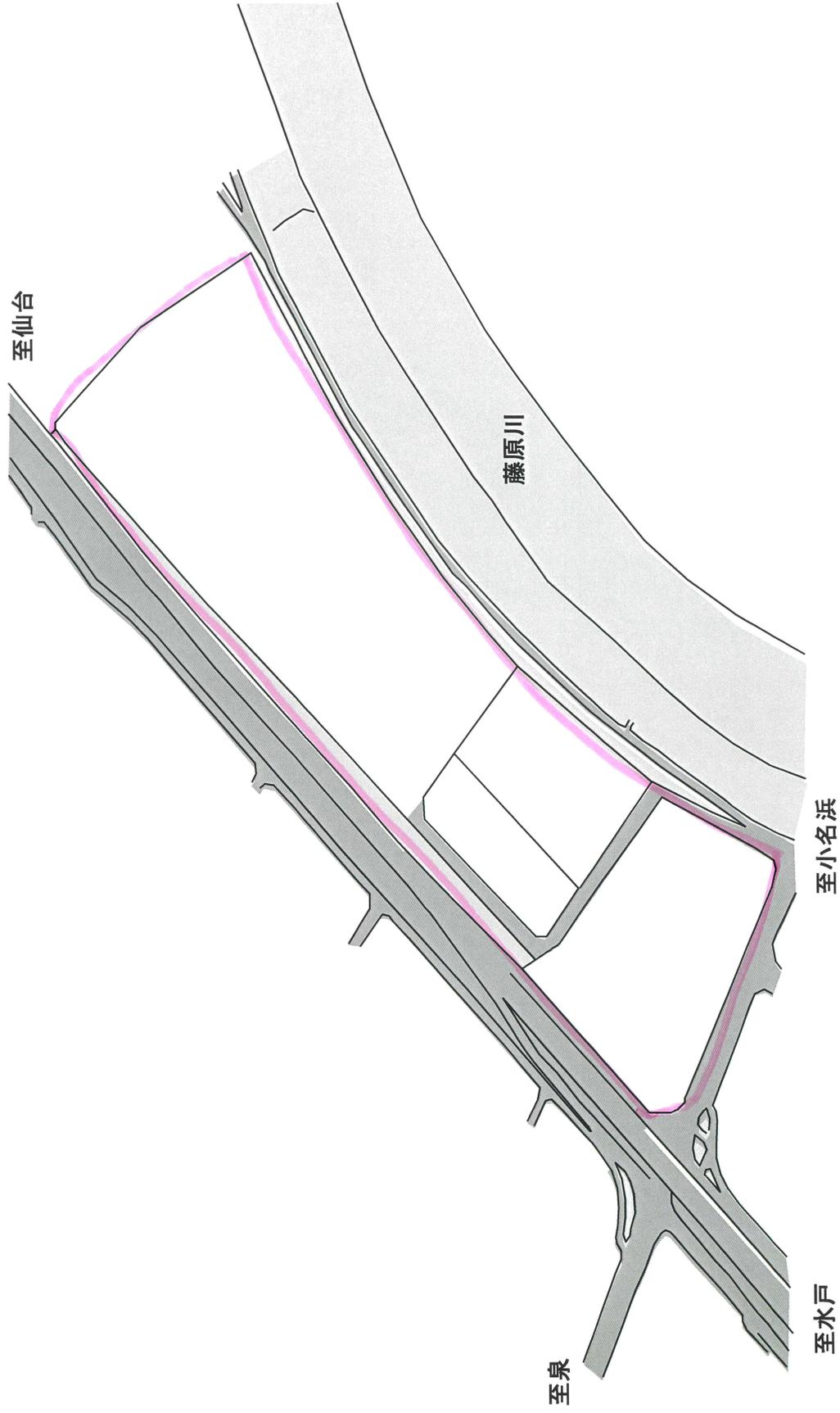
勿来工業団地



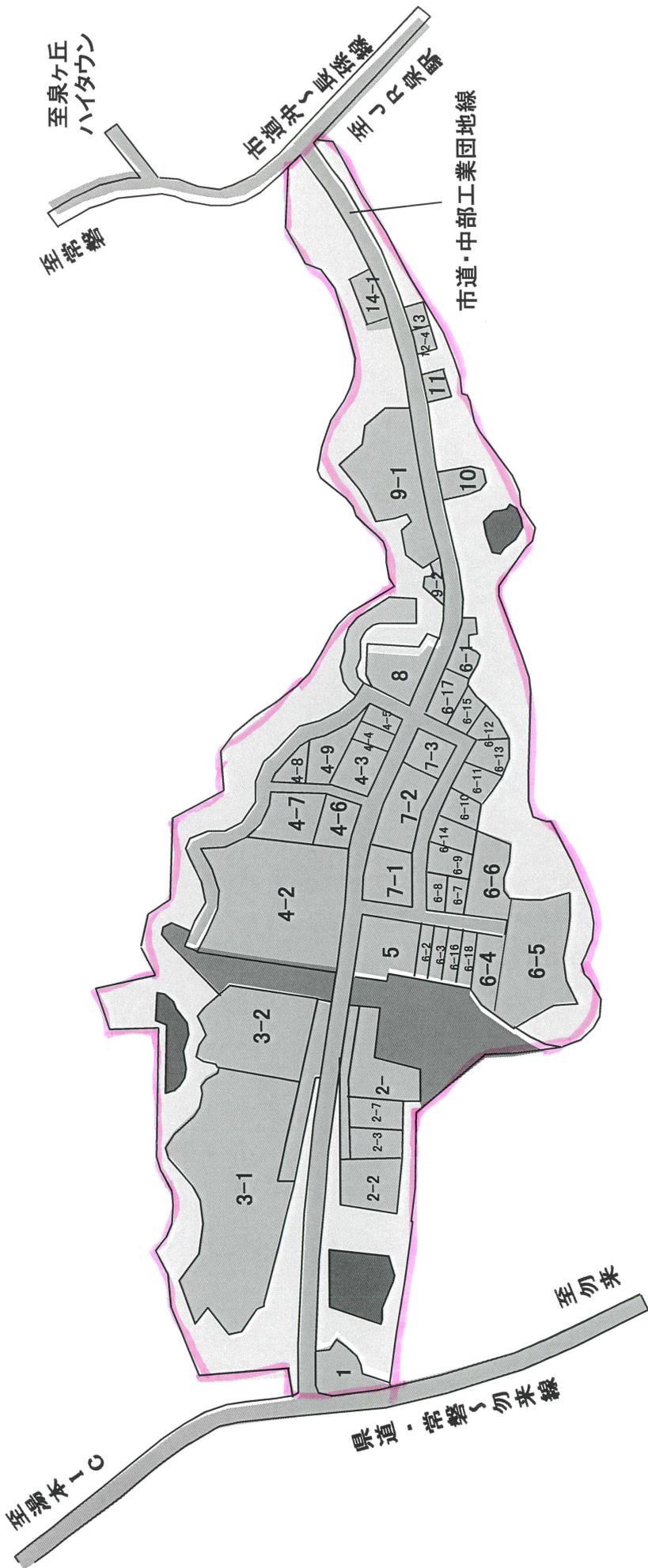
落合工業団地



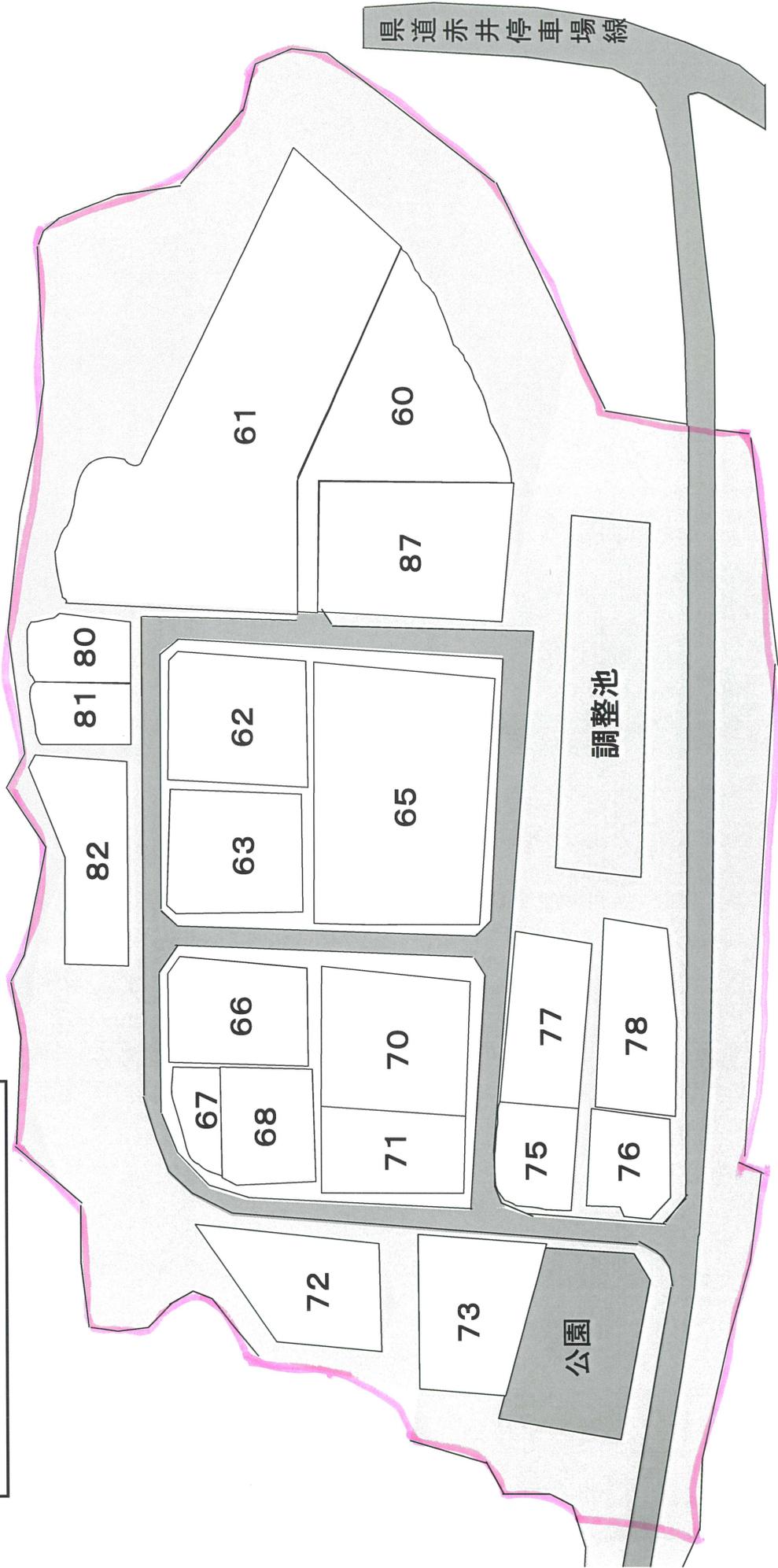
滝尻工業団地



# いわき中部工業団地



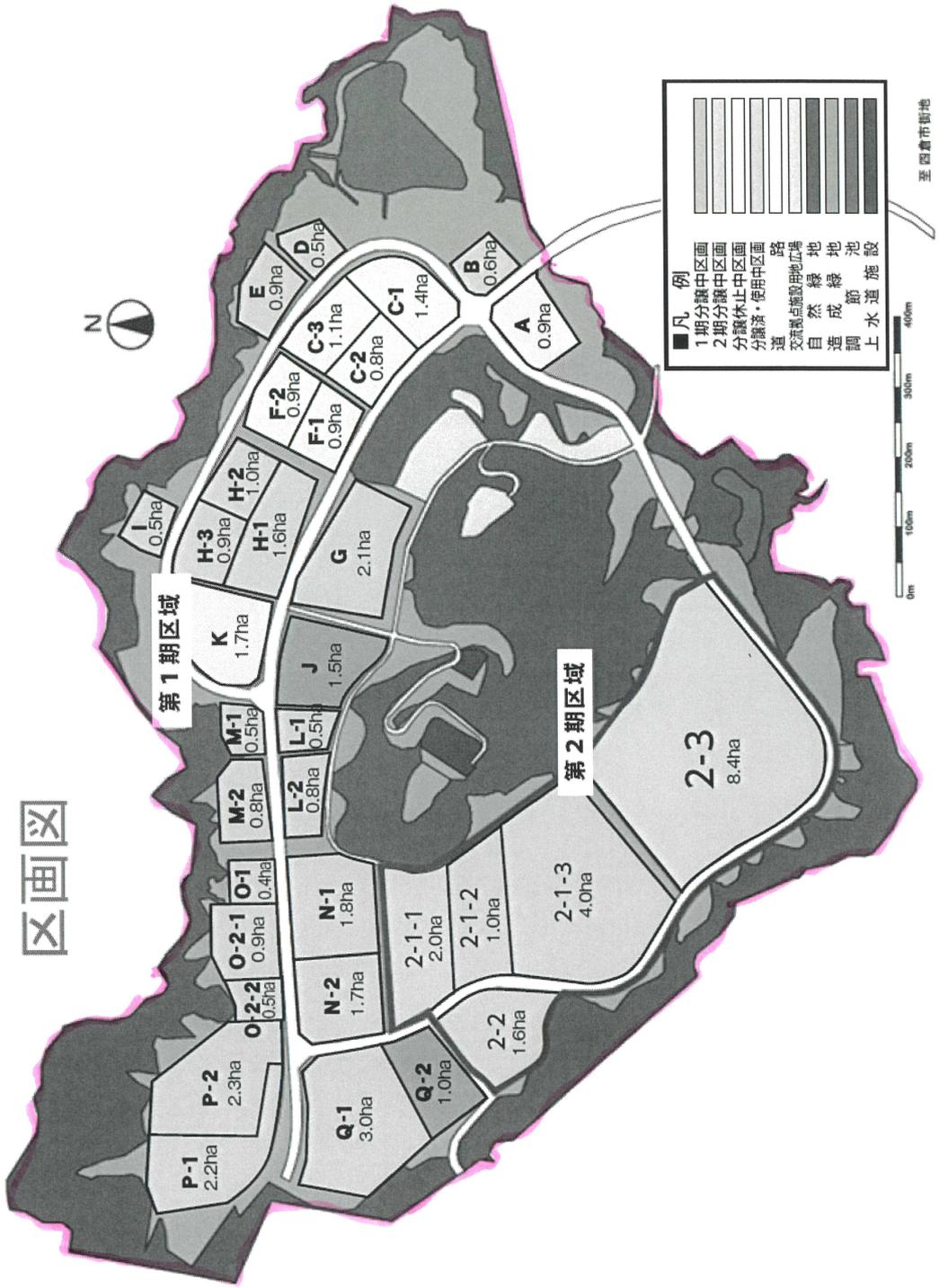
いわきアライテックパーク



錢田工業団地



いわき四倉中核工業団地



福島県いわき地域地域未来投資促進法基本計画  
重点促進区域地番表

別表1

地区番号	工業団地名	面積(ha)	地域の概況及びインフラの整備状況	土地利用関係の諸計画との関係	市街化調整区域	区域設定の理由
1	小名浜臨海工業団地	386.5	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、本市の南東部に位置し、常磐地区から流れる藤原川と支流の矢田川、釜戸川により、比較的、平地が多い一方で、沿岸部では、美しい海岸線が広がる丘陵地のほか、重要港湾小名浜港が位置しその背後には工場群が広がる本市の成り立ちを特徴づける地域の一つとなっている。</p> <p>(インフラの整備状況) いわき勿来インターチェンジから12キロ圏内に位置するとともに、現在整備中の小名浜道路により常磐自動車道と直結することが予定されており、また、一般国道6号に隣接し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」、「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	無	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。</p> <p>なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>
2	いわき好間中核工業団地	310.5	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、国道49号(バイパスを含む)等や夏井川水系の好間川や新川が内郷、好間、三和の3地区にまたがることにより、各地区を結ぶ役割を果たしている。平地区と西側からつながる地区で、内郷、好間地区は平坦地も多いが、上流の三和地区は山地・山林が多くを占めている。</p> <p>(インフラの整備状況) いわき中央インターチェンジから1キロ圏内に位置し、一般国道49号に隣接し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」、「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	無	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。</p> <p>なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>

福島県いわき地域地域未来投資促進法基本計画  
重点促進区域地番表

3	常磐鹿島工業団地	115.8	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、市の地形的シンボルのひとつである湯ノ岳を挟んで東西に展開する地域で、歴史的に御斎所街道(県道いわき石川線)で結ばれ、中通り方面との間の人や物の流動によるつながり等による一体性を有してきた地域である。 (インフラの整備状況) いわき中央インターチェンジから6キロ圏内、一般国道6号から4キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	無	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。 なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>
4	山田インダストリアルパーク	143	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、東の勿来地区は、平地が主体で、東は太平洋に面しており、西の田人地区は山地・山林が大半を占めている。市の南部は茨城県との県境となっており、合併以前より関東地方とのつながりが強い地域となっている。また、地域内は、鮫川、四時川、蛭田川等が地域内を東西に結ぶ水の軸となっている。 (インフラの整備状況) いわき勿来インターチェンジから6キロ圏内、一般国道289号から3キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	【有】市街化調整区域であるが、開発許可時に協定を締結し、工業専用地域として取扱うこととしている。	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。 なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>

福島県いわき地域地域未来投資促進法基本計画  
重点促進区域地番表

5	小名浜中央工業団地	27	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、本市の南東部に位置し、常磐地区から流れる藤原川と支流の矢田川、釜戸川により、比較的、平地が多い一方で、沿岸部では、美しい海岸線が広がる丘陵地のほか、重要港湾小名浜港が位置しその背後には工場群が広がる本市の成り立ちを特徴づける地域の一つとなっている。</p> <p>(インフラの整備状況) いわき勿来インターチェンジから14キロ圏内に位置するとともに、現在整備中の常磐自動車道と小名浜地区を結ぶ小名浜道路や一般国道6号に隣接し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」、「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	無	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。</p> <p>なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>
6	岩ヶ岡工業団地	21	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、市の地形的シンボルのひとつである湯ノ岳を挟んで東西に展開する地域で、歴史的に御斎所街道(県道いわき石川線)で結ばれ、中通り方面との間の人や物の流動によるつながり等による一体性を有してきた地域である。</p> <p>(インフラの整備状況) いわき湯本インターチェンジから7キロ圏内、一般国道6号から3キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」、「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	無	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。</p> <p>なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>

福島県いわき地域地域未来投資促進法基本計画  
重点促進区域地番表

7	野田工業団地	18.3	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、市の地形的シンボルのひとつである湯ノ岳を挟んで東西に展開する地域で、歴史的に御斎所街道(県道いわき石川線)で結ばれ、中通り方面との間の人や物の流動によるつながり等による一体性を有してきた地域である。 (インフラの整備状況) いわき湯本インターチェンジから8キロ圏内、一般国道6号から1キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	無	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。 なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>
8	小名浜中小企業団地	16.4	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、市の地形的シンボルのひとつである湯ノ岳を挟んで東西に展開する地域で、歴史的に御斎所街道(県道いわき石川線)で結ばれ、中通り方面との間の人や物の流動によるつながり等による一体性を有してきた地域である。 (インフラの整備状況) いわき湯本インターチェンジから7キロ圏内、一般国道6号から3キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	無	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。 なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>

福島県いわき地域地域未来投資促進法基本計画  
重点促進区域地番表

9	勿来工業団地	10.9	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、東の勿来地区は、平地が主体で、東は太平洋に面しており、西の田人地区は山地・山林が大半を占めている。市の南部は茨城県との県境となっており、合併以前より関東地方とのつながりが強い地域となっている。また、地域内は、鮫川、四時川、蛭田川等が地域内を東西に結ぶ水の軸となっている。 (インフラの整備状況) いわき勿来インターチェンジから3キロ圏内、一般国道289号から3キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	無	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。 なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>
10	落合工業団地	12	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、市の地形的シンボルのひとつである湯ノ岳を挟んで東西に展開する地域で、歴史的に御斎所街道(県道いわき石川線)で結ばれ、中通り方面との間の人や物の流動によるつながり等による一体性を有してきた地域である。 (インフラの整備状況) いわき湯本インターチェンジから6キロ圏内、一般国道6号から3キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	無	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。 なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>

福島県いわき地域地域未来投資促進法基本計画  
重点促進区域地番表

11	滝尻工業団地	5.2	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、本市の南東部に位置し、常磐地区から流れる藤原川と支流の矢田川、釜戸川により、比較的、平地が多い一方で、沿岸部では、美しい海岸線が広がる丘陵地のほか、重要港湾小名浜港が位置しその背後には工場群が広がる本市の成り立ちを特徴づける地域の一つとなっている。</p> <p>(インフラの整備状況) いわき勿来インターチェンジから14キロ圏内に位置するとともに、現在整備中の常磐自動車道と小名浜地区を結ぶ小名浜道路や一般国道6号に隣接し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	無	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。</p> <p>なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>
12	いわき中部工業団地	37.1	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、本市の南東部に位置し、常磐地区から流れる藤原川と支流の矢田川、釜戸川により、比較的、平地が多い一方で、沿岸部では、美しい海岸線が広がる丘陵地のほか、重要港湾小名浜港が位置しその背後には工場群が広がる本市の成り立ちを特徴づける地域の一つとなっている。</p> <p>(インフラの整備状況) いわき湯本インターチェンジから5キロ圏内に位置するとともに、現在整備中の常磐自動車道と小名浜地区を結ぶ小名浜道路や一般国道6号から4キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	無	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。</p> <p>なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と</p>

福島県いわき地域地域未来投資促進法基本計画  
重点促進区域地番表

13	いわきアカイテクノパーク	9.6	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、国道49号(バイパスを含む)等や夏井川水系の好間川や新川が内郷、好間、三和の3地区にまたがることにより、各地区を結ぶ役割を果たしている。平地区と西側からつながる地区で、内郷、好間地区は平坦地も多いが、上流の三和地区は山地・山林が多くを占めている。 (インフラの整備状況) いわき中央インターチェンジ及び一般国道49号から2キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	<p>【有】 市街化調整区域であるが、平成8年に福島県県施行により造成され、工業団地であり、開発許可が不要となっている。</p>	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。 なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>
14	銭田工業団地	12.8	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、市の地形的シンボルのひとつである湯ノ岳を挟んで東西に展開する地域で、歴史的に御斎所街道(県道いわき石川線)で結ばれ、中通り方面との間の人や物の流動によるつながり等による一体性を有してきた地域である。 (インフラの整備状況) いわき湯本インターチェンジから7キロ圏内、一般国道6号から3キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	<p>無</p>	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。 なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>

福島県いわき地域地域未来投資促進法基本計画  
重点促進区域地番表

15	いわき四倉中核工業団地	127.5	<p>(地域の概況) 当該工業団地が立地する地域は、太平洋に面する市の北部にあって相双地域に接し、南北に貫通する陸前浜街道を継承する国道6号を基軸とするという共通点を持ち、仁井田川、大久川等の独自の河川流域の東に開けた地形で、海岸近くは平地、上流部は山林という地形上の特性も共通している。 また、久之浜・大久地域は、合併以前は双葉郡に属していた経緯から現在に至るまで相双地方との結びつきが強く、相双地区の復興を支える地域となっている。</p> <p>(インフラの整備状況) いわき四倉インターチェンジから4キロ圏内、一般国道6号から3キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である</p>	<p>「第二次いわき市都市マスタープラン」において、工場等立地に対し、「既存工業団地の活用と産業用地の集約的確保を図る。」「本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域への立地を誘導する。」こととしている。</p>	無	<p>本地域は、昭和39年に常磐郡山地区として、新産業都市の指定を受けたことを契機に、工業団地の整備が進み、現在は市の南部、中部、北部合わせて15の工業団地を有しており、当該工業団地において、輸送用機械関連産業、電子情報技術関連産業、化学・医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品等地域資源活用型関連産業を中心に産業の集積が進んでいるため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。 なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。</p>
----	-------------	-------	---	--	---	---













































































